

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

平成 2 3 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業  
(特定の者対象) の実施について

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 2 3 年法律第 7 2 号)については、第 1 7 7 回通常国会において成立し、平成 2 3 年 6 月 2 2 日に公布され、平成 2 4 年 4 月 1 日より、一定の研修を受けた介護職員等が一定の条件下にたんの吸引等を実施することができることとなる。介護福祉士については、平成 2 7 年 4 月 1 日より、たんの吸引等が業務として位置づけられ、それ以前は、上記一定の研修を受けることにより、平成 2 4 年 4 月 1 日よりたんの吸引等を実施することができることとなる。

本法律の円滑な施行に資するため、今般、都道府県が行う介護職員等に対する研修の具体的な実施方法について別紙のとおり「平成 2 3 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱(特定の者対象)」を定めたので通知する。

なお、本法律の施行に当たっては、「特定行為」を適切に行うために必要な知識・技能の修得を終えている者(修得中であって、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。)について、都道府県知事は喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識技能を有する旨を認定し、「認定特定行為業務従事者認定証」を交付することができることとされており、本研修を修了した者についてもこの経過措置の対象となるので御留意願いたい(改正法附則第 1 4 条第 1 項)。